

## 医療的ケアを安全に実施するために 【保護者へのお願い】

学校では、お子様が保護者から医療的ケアを受けるときのように、安心して看護師、教員、学校介護職員に任せられる関係づくりを大切にしています。保護者には、医療的ケアが実施されるまでの間の付添いを、お願いしています。御理解、御協力をお願いいたします。

入学後、保護者が実際に医療的ケアを実施している様子を見させていただき、お子様の発するサインや体調による様子の

変化への対応を教えてください。

指導医検診では、保護者立会いの下、主治医からの指示書に示された医療的ケアの内容を、実施して確認します。

医療的ケアを学校で実施できるようになってからも、お子様の健康状態や活動内容によって、お迎えや付添いを願うことがあります。医師が不在の学校においても、安全かつ適切に医療的ケアが実施できるよう、御協力をお願いいたします。

## 医療的ケアに関する Q and A

**Q1** 学校では、どんな医療的ケアを受けてもらえるのですか？

**A1** 東京都教育委員会では、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する都立特別支援学校に看護師を配置し、以下の10項目の医療的ケアを実施できるものとしています（平成29年3月現在）。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 酸素管理及び呼吸補助装置の管理
- (9) 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等
- (10) 血糖値測定とその後の処置

上記の中から、学校で安全に実施できる医療的ケアの内容を、主治医からの指示書及び指導医の助言に基づいて実施します。中には他の児童・生徒と同様の実施内容であっても、個性が高いため、一律に判断することが適切でない場合があります。個別の医療的ケアの実施の可否については、学校に御相談ください。

**Q2** 医療的ケアを実施するのは誰ですか？

**A2** 都立特別支援学校に配置された看護師が行います。また、都立肢体不自由特別支援学校では、特定行為の研修を受けた教員や学校介護職員が、一定の条件下で実施することができます。

※ **特定行為の内容**：「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「気管カニューレ内部の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」の5行為のこと。

**Q3** 経管栄養では、何を注入できますか？

**A3** 滴下での注入を基本として、半固形化栄養剤のシリンジ注入も実施しています。注入物は、品質が保証され、指示書に品名を明記することができる市販又は処方されたものが対象です。注入に時間が掛かる場合など、対応の可否については、学校に御相談ください。

**Q4** 校外学習や宿泊行事では、医療的ケアは実施してもらえないのでしょうか？

**A4** 遠足や社会見学などの校外学習における医療的ケアは、校内での実施に比べリスクが大きいため、慎重に判断します。医療的ケアの内容やお子さんの状況、学校の医療的ケアの体制により、保護者に引率を依頼する場合があります。

なお、宿泊行事の実施において、学校は夜間の健康状態を把握していないので、保護者に付添いを願っています。

### ○障害のあるお子様の入学等の御相談

お住まいの区市町村教育委員会へ御連絡ください。

### ○都立特別支援学校への入学等の御相談

東京都特別支援教育推進室に御連絡ください。

#### 東京都特別支援教育推進室

相談受付時間 午前9時から午後5時まで

受付日時 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始(12/29～1/3)は除く。）

電話 03（5228）3433 ファクシミリ 03（5228）3459

ホームページ <http://www.shugaku.metro.tokyo.jp/>

イラスト協力 都立永福学園 小佐野 愛教諭

発行日 平成30年3月20日  
発行 教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
所在地 〒163-8001  
新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北側39階

## 安全かつ適切に医療的ケアを実施するために 都立特別支援学校における医療的ケア



医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、都立特別支援学校では保護者の皆様の御理解と御協力を頂き、医療的ケアを安全かつ適切に実施しています。

平成30年 3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

## 都立特別支援学校で医療的ケアを実施する意義

医療的ケアを必要とする児童・生徒は、学校で医療的ケアを受けることにより、呼吸状態を含む健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に参加できるようになります。

同時に、自分の健康状態や支援の必要性を伝える機会が広がり、教員や学校介護職員、看護師などとの関係性がより深まるなどの効果も期待されます。

さらに、児童・生徒が自己の健康を理解して、より積極的に医療的ケアを受けようとする意欲の向上など、自立心が芽生えてくることなどの教育的な効果も考えられます。

### 医療的ケアを実施することで考えられる教育的効果の例

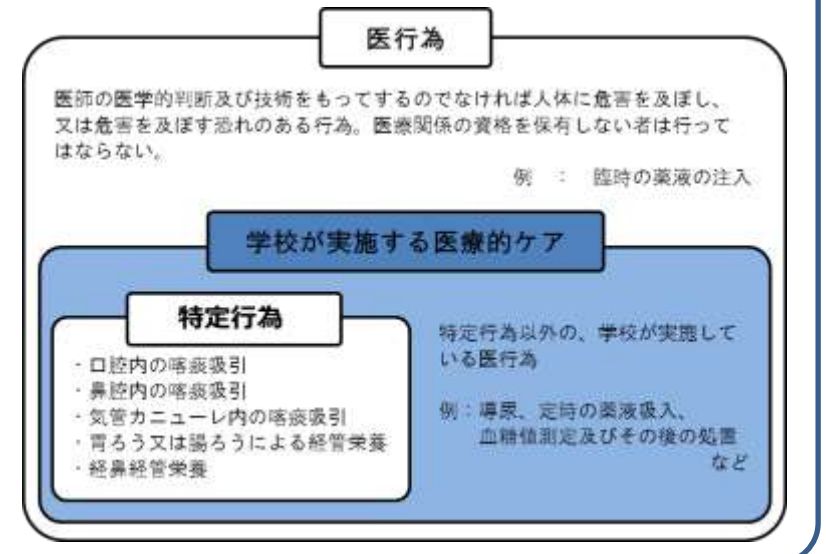
- (1) コミュニケーションの広がり
- (2) 自分の健康状態の理解の促進
- (3) 自立に向けた意欲の向上

## 都立特別支援学校における医療的ケアとは？

都立特別支援学校では、経管栄養及びびたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケア」としています。治療行為として医療機関で実施する医療行為とは区別しています。

医師が不在の学校においても児童・生徒が安心して学ぶことができるように、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の医療的ケアを実施するための手順書を作成します。

児童・生徒の安全を第一に考え、看護師や教員、学校介護職員が必要な研修を重ね、保護者との連携の下、安全かつ適切に実施しています。



## 都立特別支援学校で医療的ケアが実施されるまで（新入学生の例）

### 就学相談

- 体験学習
- 一日入学
- 療育機関からの情報

就学相談の際に、現在お子様に必要な医療的ケアや、これまで療育機関や御家庭で行っていた実施内容など、学校生活に必要な医療的ケアの概要を伺います。

### 入学まで

## 入学

### 医療的ケアの制度の説明と申請

- 医療的ケアの保護者会
- 担任や看護師との相談
- 主治医に受診

各学校で医療的ケアの制度について、実施申請の手続き方法や、学校で実施できる医療的ケアの内容などを説明します。その後、保護者から医療的ケアを申請します。保護者は、主治医に学校生活における医療的ケアの指示書の作成を依頼します。

### 医療的ケアの準備

- 学校生活に慣れる、安定した登校
- 健康状態の把握、不調の傾向の把握
- 保護者から手技の引継ぎ
- 指導医の検診、指導医立会いの手技の研修

学校は、主治医からの指示書を基に、学校で実施できるかどうかを含め指導医の助言を受け、実施の手順書を作成します。医療的ケア実施後に安全に過ごせるように、一定期間保護者に付添いを依頼し、看護師や教員、学校職員が十分に健康観察をし、医療的ケアの手技をはじめ、お子様からのサインや健康状態の指標などを引き継ぎます。

### 医療的ケアの開始に向けた準備期間

## 医療的ケアの開始

### 日々の連携

- 学校と連携した日々の健康把握
- 医療的ケア実施の報告
- 緊急時の連絡、送迎
- 校外学習時等の付添い

保護者は、御家庭での様子や実施した医療的ケアの内容など、前日の下校時から当日の登校前までの様子を、学校に引き継ぎます。学校は、学校で実施した医療的ケアの記録を作成し、保護者に報告します。健康状態の悪化など、学校で対応できない状況の際は、付添いや引取りをお願いします。

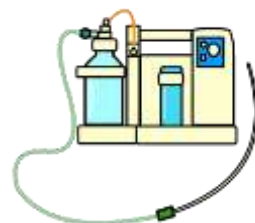
### 家庭・主治医・学校との連携



医療的ケアの申請



主治医からの指示書



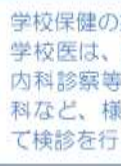
手順書の作成、研修



都立特別支援学校が委嘱する医師



医療的ケアの指導・助言をする医師。指導医は、指示書の確認や医療的ケア実施に関する研修及び検診、医療的ケアの実施状況の確認と指導などを担当している。



学校保健の指導・助言をする医師。学校医は、健康診断や宿泊行事前の内科診察等を実施する。耳鼻科や眼科など、様々な専門医が学校医として検診を行っている。

指導・助言

